

「宮島の歴史」編さん基本方針

令和 7 年 9 月 策定
廿日市市教育委員会

1 趣旨

近年、遺跡の発掘や新たな歴史資料の発見がなされ、それらを取り入れた歴史研究の成果が積み重ねられている一方で、時代の変遷によって郷土のかけがえのない貴重な資料が急速に失われつつあり、対応が急がれる。また、歴史や伝統文化を活かしたまちづくりは、地域の魅力の増大や、観光振興など地域経済の活性化に寄与するものでもある。

さらには、地域の歴史はそこに暮らす住民のアイデンティティの核となるものであり、自分たちがどのような土地で人生を送っているのかを知り、郷土愛を育むためにも、地域の歴史を明らかにし、まとめることが求められる。

そうした中で宮島は、世界文化遺産に登録された厳島神社を中心として多くの国宝・重要文化財、史跡が存在し、全島が特別史跡・特別名勝に指定された自然・文化・歴史の豊かな地域であり、こうした求めに応じる必然性は極めて高いと言える。

昭和55(1980)年、宮島町は、この自然・文化・歴史を後世につなぐため、資料編10巻、特論編5巻、通史編2巻の合計17巻を刊行する宮島町史編さん事業に着手し、平成4(1992)年に『資料編・地誌紀行Ⅰ近世地誌』、平成6(1994)年に『資料編・石造物』、そして平成9(1997)年に『特論編・建築』を刊行したが、これを最後に、編さん事業は休止された。

その後、平成17(2005)年に宮島町は廿日市市へ編入合併されたが、合併前の旧市町村のうち、令和7(2025)年時点において、宮島町の自治体史だけが完結していない状態にある。

宮島100年の大計として令和2(2020)年3月に策定された「宮島まちづくり基本構想(以下「基本構想」という。)」には、こうした現状を踏まえ、宮島町史編さんに取り組むこととされている。また、基本構想第2章第2節「まちづくりを進めるための理念」には、「これからのまちづくりを進めていくためには、宮島の価値を明確にしていかなければなりません。それには、守り伝えてきた『自然』、築きあげてきた『文化』、積み重ねてきた『歴史』といった宮島の普遍的な価値を見つめなおし明らかにすることが必要です。そして、この価値を守り後世に継承していくことこそが宮島の『あるべき姿』と言えます。」とある。

市は、この基本方針を策定するにあたり、この普遍的な価値を、「世界遺産としてその『自然』『文化』『歴史』の重要性が認められ、国内外に発信されるべき、そして今後とも人類に伝えていくべき価値」と定義し、歴史編さんを通じてその価値を明らかにするため、「宮島の歴史」を編さんすることとした。

また、宮島の歴史編さん事業の推進は、将来的な新廿日市市史の編さんにもつながるものである。

2 経緯

これまでに編さんされた町・村史(誌)は次のとおりである。

	刊行時期	構 成
廿日市町史	昭和50年～昭和63年	資料編 1巻～5巻 通史編 上下巻
佐伯町誌	昭和56年～昭和61年	資料編 1・2巻 本編 1巻
吉和村誌	昭和60年～昭和61年	第1集・第2集
大野町誌	昭和37年・平成4年	第1版・第2版
宮島町史	平成4年～平成9年	資料編 地誌紀行Ⅰ近世地誌・石造物 特論編 建築 ※全17巻計画(資料編10巻、特論編5巻、通史編2巻)

3 目的

- (1) 宮島町史で着手できなかった宮島の通史を編さん・刊行する。
- (2) 宮島の歴史・文化を明らかにする事業を通じて市民の地域への理解と愛着を深め、地域的連帯感を醸成し、ふるさと意識・市民意識の高揚と市民生活・文化の向上を図り、未来を展望する。
- (3) 宮島に多く存在する文化遺産や宮島に関する歴史資料を調査し、新資料・史実の発掘・発見に努め、体系的な整理・記録・保存を行い、市民共有の財産として後世に継承する。
- (4) 宮島の歴史・文化の全国への発信を図る。
- (5) 今後の学校教育、社会教育、地域づくり、まちづくりのための基礎資料とする。
- (6) 編さん過程で収集した資料等について、散逸の防止に向け、適正な整理・保存の方法を検討するとともに、広く市民に公開し、まちづくり、生涯学習及び学校教育等での活用に努める。
- (7) 今後の資料の保存・追加及び散逸防止を考慮し、資料のデジタル化を図る。

4 基本姿勢

- (1) 基本的人権の尊重の理念のもとに編さんする。
- (2) 「宮島町史編さんの意義」に記された「単に宮島の歴史とは考えず、広く宮島と関わりをもった人の歴史と考える必要がある」を継承する。宮島は広島湾沿岸地域との関わりの中で発展してきた歴史を有することを踏まえ、編さん作業においては、廿日市市全域のほか、周辺地域の資料収集、調査、研究を含めて進める。
- (3) 平易な文体を用いて記述し、写真や図表を用いて理解しやすい表現とする。
- (4) 時代のニーズに合わせ、印刷媒体以外にも保存や利用しやすさを考慮して電子媒体を活用し、幅広い年代の方に受け入れられるものとする。
- (5) これまでに収集した資料及び編さん過程で収集した歴史資料、行政文書を次世代へ継承するため計画的な整理・保存・公開に努め、今後の調査研究や、市民活動、まち

づくりなど広く市民等の利用に供する。

- (6) 記述内容は、偏りがないう資料に基づく史実に立脚した公正・中立的なものとする。

5 組織

「宮島の歴史」の編さんに当たり、宮島の歴史編さん委員会、宮島の歴史編集委員会、宮島の歴史編さん専門部会及び宮島の歴史編さん準備室を置く。

(1) 宮島の歴史編さん委員会

構成員：学識経験者、研究者、関係行政機関又は教育機関、地域団体、市民代表等
役 割：「宮島の歴史」編さんにおける基本方針や編集方針、その他編さんに必要な事項について調査・審議し、決定する。

(2) 宮島の歴史編集委員会

構成員：専門部会に置く部会長及び副部会長
役 割：編さん委員会での決定を基に、「宮島の歴史」全体の編集を中心となって行うとともに、必要な資料の調査・整理及びその総括を行う。また、専門部会からの執筆原稿を総合的見地から整理、調整、編集し、刊行につなげる。

(3) 宮島の歴史編さん専門部会

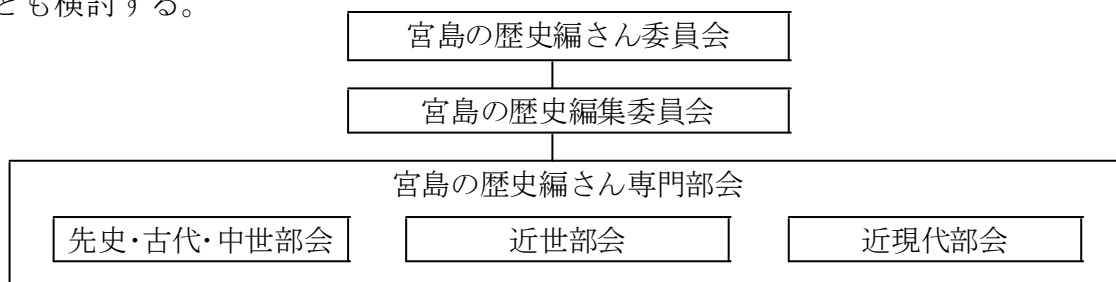
部会名：先史・古代・中世部会、近世部会、近現代部会
構成員：大学教員、学芸員、研究者等
役 割：時代・専門分野ごとに具体的な内容の調整を図り、編さんに必要な資料調査、研究及び執筆等を行う。

(4) 宮島の歴史編さん準備室

宮島の歴史編さん準備室は、次の業務を行う。

- ア 「宮島の歴史」編さん上、必要な事務
- イ 先史・古代・中世、近世、近現代資料の調査・解読作業
- ウ 執筆者の求めに応じた資料収集
- エ 「宮島の歴史」編さんが市民とともに進められるような企画（講演会開催、編さん経過報告等）の立案及び実施
- オ 「宮島の歴史」編さん事業の推進において設置する編さん委員会他の運営

これらの業務を実施するため、宮島の歴史編さん準備室に専門的能力を持つ職員を配置する。編さん状況に応じて作業の一部をその能力を有する外部に委託することも検討する。



6 調査・執筆

(1) 調査

調査は、国内のみならず海外に所在するものを含め、宮島とその周辺地域に関する歴史資料を対象に幅広く実施する。

(2) 執筆

執筆は、平易で親しみやすい文体とし、図表等を用いた分かりやすい表現とする。さらに、調査・分析の成果を論理的に整理し、将来にわたって地域の歴史を十分に検証できるよう記述する。

7 事業概要

(1) 名称

「宮島の歴史」編さん事業

(2) 刊行の形態

I C Tを活用し、歴史資料をW E B上で公開することや電子書籍の配信なども検討する。

また、通史編・資料編を含め、デジタル版等の刊行も検討する。

(3) 期間

令和7年度を準備期間とし、令和8年度から令和17年度までの10年間を基本とする。

ただし、編さん過程における調査・研究の進捗状況等諸事情によって、編さん委員会により変更することがある。

(4) 刊行の構成

ア 通史編

先史から現代までを取り扱った通史編を刊行する。

イ 資料編

通史編執筆の前提であり、その叙述の根拠となる資料編を通史編に先立って刊行する。現時点で得られる歴史資料をできるだけ網羅的に収集し、その資料を活字化して歴史の検証を可能にし、後世へ歴史資料を引き継ぐ。

ウ その他

市民の理解を得るため、必要に応じてその他の刊行物を検討する。

(5) 刊行計画

「宮島の歴史」刊行計画は、別途、編さん委員会において策定する。

8 周知・啓発

宮島の文化や歴史に触れる機会を創出する上で、刊行物に対する周知・啓発は必要不可欠であり、多様な媒体を活用するなどして、編さん過程の段階から継続した周知・啓発活動を展開する。